

# 8 / 3 (月)から受付開始！ 臨時福祉給付金

消費税率の引上げに伴う国の暫定的・臨時的措置として支給する臨時福祉給付金の申請受付を8月3日(月)から開始します。**対象となる可能性がある人には申請書類などを郵送します**ので手続きをお願いします。

### 給付対象者

基準日(平成27年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、平成27年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住民票があった市町村が申請窓口になります。

### 支給額

給付対象者1人につき6千円を支給します。※基礎年金や児童扶養手当などの受給者への加算措置はありません

### 申請書類の配布

対象となる可能性がある人には、7月末から8月初旬にかけて、申請書類などを郵送します。

### 申請受付窓口

市役所本庁舎1階第4・5会議室(北玄関を右側)の専用受付窓口で受け付けます。

※上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可

※郵送による受付もできますが、添付書類に不備などがあると支給が遅くなる場合があります。

### 申請受付期間

▶受付期間/8月3日(月)~11月4日(水)

▶受付時間/午前8時30分~午後5時15分

※土・日・祝日を除く。ただし、市役所本庁のみ8月8・9・15・16日に臨時受付を行います

### 問合せ

臨時福祉給付金専用コールセンター(☎47-7953)へ。

▶設置期間/7月27日(月)~11月4日(水)

▶受付時間/午前8時30分~午後5時15分

※8月17日以降の土・日・祝日を除く

「振り込み詐欺」などにご注意を

給付金の支給に関して、市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。市職員などを装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」には、ご注意ください。

また、給付金の支給を口実とした不審な電話などがあった場合には、最寄の警察署にご連絡ください。

ご当地ナンバープレート



原付にいかがですか

市は、原動機付自転車に、新課税標識(ご当地ナンバープレート)を導入し、交換を推進しています。

原付をお持ちの人はぜひ交換していただき、市の魅力発信にご協力ください。

- 交付窓口/課税課、上石津・墨俣地域事務所市民福祉課
- 持ち物/【新規登録の場合】印鑑、販売証明【交換の場合】印鑑、使用中のナンバープレート【名義変更の場合】印鑑(新・旧所有者)、譲渡証明書
- 問合せ/課税課(☎47-8143)へ

### 審議会を傍聴してみませんか

学校給食センター運営委員会		担当: 南部学校給食センター(☎89-2033)
7月21日(火)	10:00~11:00	南部学校給食センター 会議研修室
・平成26年度学校給食費会計決算の承認について ほか		
社会教育委員の会		担当: 社会教育スポーツ課(☎47-8039)
7月21日(火)	14:00~15:00	上石津地域事務所2階 第1会議室
・大垣市の生涯学習について ほか		
公民館運営審議会		担当: 社会教育スポーツ課(☎47-8039)
7月21日(火)	15:15~16:00	上石津地域事務所2階 第1会議室
・各館の事業、利用状況などについて ほか		
男女共同参画推進審議会		担当: 男女共同参画推進室(☎47-8549)
7月22日(水)	15:00~17:00	市役所2階 第1会議室
・第3次大垣市男女共同参画プラン進捗状況について ほか		
環境審議会		担当: 環境衛生課(☎47-8563)
7月24日(金)	15:30~16:30	市役所2階 第1会議室
・環境基本計画の進捗状況について ほか		
若森会館運営協議会		担当: 社会教育スポーツ課(☎47-8039)
7月27日(月)	18:30~20:00	若森会館
・平成26年度事業報告について ほか		
保健推進協議会		担当: 保健センター(☎75-2322)
7月27日(月)	13:30~15:00	保健センター4階 会議室
・大垣市地域保健計画の進捗状況について ほか		
地域包括支援センター運営協議会		担当: 高齢介護課(☎82-1166)
7月28日(火)	13:30~15:00	市役所3階 合同委員会室
・平成26年度地域包括支援センター事業実績報告について ほか		

水道管漏水調査を行います

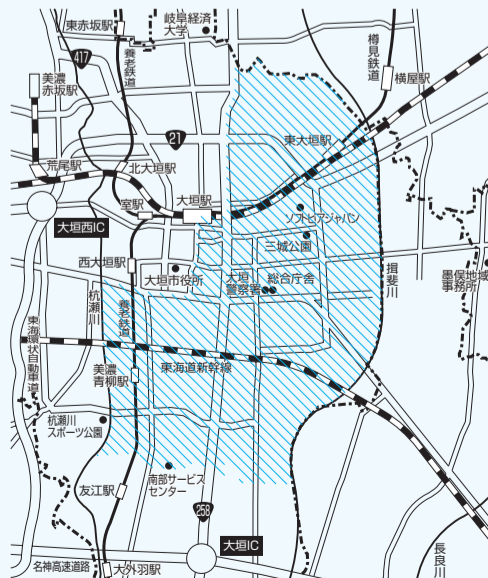
市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を持っています。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

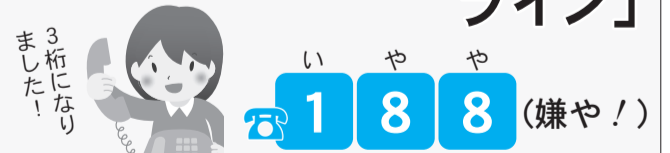
\*調査区域/右図のとおり

\*調査期間/8月上旬~11月下旬(夜間調査の場合もあります)

\*問合せ/水道課(☎47-8693)へ



## 全国共通「消費者ホットライン」



悪徳商法による被害や、訪問・通信販売による事業者とのトラブルなど、消費生活に関する相談窓口を案内する「消費者ホットライン」。7月1日から3桁の番号(188番)になりました。困ったことがあったら、一人で悩まず、ご相談ください。

また、市役所1階には、消費生活相談室もございますので、お気軽にお越しください。